

皆さんの事業所に若くて元気な人材を！

外国人技能実習生受入れハンドブック(導入編)



日本語研修の時にみんなで買い物に行きました 2022年夏

目次

1	はじめに	3	6	受け入れ企業・事業所にお願ひしたいこと	11
2	技能実習とは何か？	4	①	実習指導計画の策定	
	① 「外国人技能実習制度」の目的		②	実習を進めるための役員の選出	
	② 技能実習生を導入した企業のメリット		③	雇用契約の締結、実習生への住居の提供	
	③ 技能実習生を受け入れる手続き		④	管理費などの負担	
	④ 実習生の職務(実習内容)と待遇		7	入国ビザの種類 外国人が日本で働くこと	12
3	現行の技能実習制度のあらまし	6	①	特定の身分と就業ビザ	
	① 外国人技能実習制度の趣旨・目的		②	留学・ワーキングホリデイビザ	
	② 技能実習の分類と区分		③	技能実習ビザ	
	③ 習得させる技能・実習生の要件		④	特定技能ビザ	
4	実習生受け入れの大まかな流れ	8	8	外国人技能実習制度の移り変わり	14
	A 日本入国までの続き・流れ		①	現地法人の社員教育としてはじまる 1960年代～	
	B 日本入国後の手続き・流れ		②	技能実習制度の始まり 1993年～	
5	監理団体(協同組合)の取り組み	10	③	技能実習制度ビザの確立 2009年～	
	① 企業・事業所との相談、実習生の紹介		④	「技能実習機構」発足、監理団体・事業所の「許可制」 2017年～	
	② 実習生の入国後研修		⑤	新たな「特定技能」の開始 2018年	
	③ 実習開始後の定期訪問・監査				
	④ 技能検定試験に向けての取り組み				
	⑤ 2号から3号への移行				
	⑥ 帰国後の実習生へのフォロー				
	◎ 資料 技能実習を行う職種・作業 技能実習生受け入れにかかる経費	16・17			
	◎ 私たちの協同組合の紹介 ネパール・ベトナムの紹介	18・19			

1 はじめに

皆さんの企業・事業所で働いておられる職員の方々は活気に満ちているでしょうか？ 今後の事業展開に明るい見通しを持っておられるでしょうか？

最近の日本の社会には、働く私たちにとってなかなか前向きにとらえられない問題が横たわっています。「少子高齢化」が日本の大きな問題として捉えられてからかなりの年月がたっています。そのような中で、多くの企業の現場では人手不足という困難が解決できないまま放置されています。従業員を募集してもなかなか集まらない。一旦採用しても短い期間で離職してしまう。このような事が多くの企業・事業所の悩みとなっているのではないのでしょうか。

このハンドブックはそのような企業・事業所の悩みにこたえる一つの方策として「外国人技能実習生」という雇用の導入を提案するために作成しました。「技能実習制度」は日本の進んだ技術をこれから発展していこうとする(主に)アジアの発展途上の国々に伝えるための民間主導の国際協力の仕組みです。同時に、海外から若くて元気な働き手を皆さんの職場に受け入れることにより、皆さんの企業・事業所にも大きな利点をもたらします。以下にそのあらましを説明します。是非これをお読みいただき、技能実習生の受け入れをご検討いただけないでしょうか。



入国直後の介護職の実習生(関空で) 2019年

技能実習生という人材導入は皆さんの企業・事業所に前向きの変化をもたらします。私ども「企業ネットワーク協同組合」にその手助けをさせてください。

2 技能実習とは何か？

① 「外国人技能実習制度」の目的

日本は戦後の復興・発展の中で経済が高度成長し、各分野で様々な新しい技術を生み出してきました。その技術をアジアなどのこれから成長・発展していこうとする国々へ移転するために整備されたのが「外国人技能実習制度」です。

発展途上国の若者を「技能実習生」として期限を定め(最大5年)日本の各産業分野に受け入れ実習を行って技術を習得させ、帰国後はそれぞれの国の成長・発展のために力を尽くすという役割を持っています。この制度は1993年に確立し、今まで多くの若者が日本を訪れ大きな成果を挙げてきました。

② 技能実習生を導入した企業のメリット

技能実習制度の第一の目的は日本の進んだ技術の海外移転です。実施主体は民間企業で、実質的には多くの中小企業で実習生を受け入れています。この主旨は日本の国際貢献を国家レベルだけではなく、民間レベルでも行おうというところにあります。その意味で「草の根の国際交流」ということになります。

一方、技能実習生を受け入れる企業の側にも大きなメリットがあります。

まず大きなことは民間企業として日本の国際貢献に参加し、大きな役割を果たすことです。そのことにより企業としての評価が高まり、企業で働く社員の視野が広がり、国際的な感覚が養われます。実習生を受け入れ、日本人の若い社員と切磋琢磨して職務を遂行することにより、働く意欲が高まります。また、企業が海外展開を計画する際には有能な人員の確保につながります。

技能実習生の実習期間は最大5年間(3年+2年)ですが(技能実習期間中は他の企業への転職はできません)、この期間を良好に過ごせば「特定技能ビザ」を取得し、さらに長期間の雇用も可能です。今後の企業戦略にとって有能な人材を計画的に確保することができます。

③ 技能実習生を受け入れる手続き

日本では滞在する外国人が自由に職を求める事はできませんし、民間企業が国内で外国人を直接求人することはできません(このことは後述します)。技能実習生を受け入れるためには、国の機関である「技能実習機構」に実習計画を提出し承認を受けて、入管局へ申請を行い「技能実習ビザ」を受ける事が必要です。そのための代理申請を行うのが「監理団体」です(監理団体の多くは営利を目的としない「協同組合」が担っています)。

技能実習を受け入れようとする企業は監理団体に求人を申し込み、監理団体が海外の「送り出し機関」と協議して実習生を紹介し、面接を行い採用することとなります。実習生は来日前に必要な訓練を受け、入国後1ヶ月程度の日本語研修を受け、翌月から企業での実習(就労)につきます。企業が監理団体に求人を行ったのち、実習生が入職するまでには最低でも6か月程度が必要です。

④ 実習生の受け入れ人数、職務(実習内容)と待遇

実習生を受け入れられる人数は、常勤職員の数によって定められています。職員50人以下の企業(事業所単位)では職員10名につき毎年、実習生を1名受け入れられます(人数は切り上げで、3年後には合わせて3名となります)。

実習生の職務は技術・技能を身に付けるという目的からして、繰り返して行う単純作業だけではなく、他の職員と同じように入職とともにスキルを身に付けていくような職務にすることが求められています。その時々には指導・研修が必要となります。

企業と実習期間に応じた雇用契約を結ぶことが求められます。待遇は同様の仕事に就いている日本人社員と同等以上の待遇にすることが必要です。



ビルクリーニングの実習生 2019年

3 現行の技能実習制度のあらまし

「技能実習制度」とはどういったものかをもう少し詳しく説明します。

① 外国人技能実習制度の趣旨・目的

わが国で開発され培われた技能、技術または知識の開発途上国への移転を図り、開発途上国の経済発展を担う人づくりに協力することを目的とした制度です。基本理念として「技能実習は、労働力の需給の手段として行われてはならない」（技能実習法第3条第2項）と明記されています。

② 技能実習の分類と区分

a. 技能実習の分類

企業単独型（イ） 海外に進出した日本企業が現地職員を受け入れて研修・職業訓練を行ないます。主に大企業で実施されています。

団体監理型（ロ） 商工会や事業協同組合などの中小企業団体が斡旋し、加盟企業が受け入れます。当組合で扱っています。大半はこちらです。

b. 技能実習の区分

1号 最初の1年間 技能検定基礎級に合格すれば2号へ

2号 次の2年間（計3年） 〃 3級 〃 3号へ
2号終了後にいったん帰国する。

3号 最後の2年間（計5年） 優良監理団体・事業所で実施できる。



③ 修得させる技能・実習生の要件

a. 技能実習生に修得させる技能(実習生が就く仕事の内容)

1. 送り出し国において修得が困難な技術・技能等であること(その国にとっては新しい技術・技能であること)。
2. 同一の反復(単純作業)によって修得できるものでなく、事業所で通常行う業務であること(積み重ねによって修得できる技術・技能)。

b. 技能実習生となる要件 いずれかの要件を満たす者

実習生は送出し国において次のような経験を持っていること。

1. 現在または以前にその業務に就いた経験のある者
2. その業務に就くために教育機関(機関の形態は問わない)に在籍している者(6ヶ月以上)。実際にはこちらの場合が多くなっています。
3. 技能実習の必要(家業を継ぐ、急成長分野)があり、最低限の訓練(2カ月以上)を受けていること。

④ (外国の)送り出し機関

技能実習生となる者の求職申し込みを日本の監理団体に取り次ぐ外国の機関です。送出し国と日本政府との間で要件を取り決め(協力覚書)、送り出し国の審査に合格した機関です。実習生は送り出し機関に所属(入学)し、日本語講習や就く職種 of 訓練を受けます。

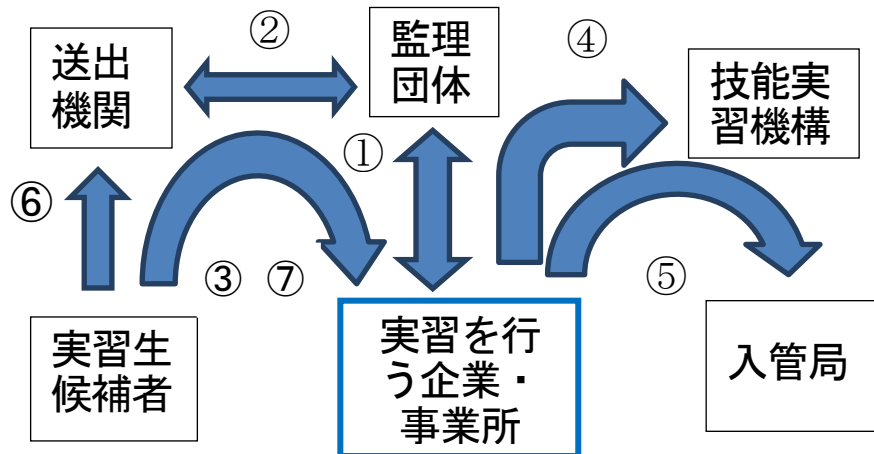
⑤ (日本の)監理団体

営利を目的としない(会員・組合員に配当を出さない)中小企業団体(主に協同組合)が行います。外国の送り出し機関と技能実習生の取り次ぎ契約を結びます。受け入れに当たって技能実習計画の作成指導を行います。事業所からの求人に基づき、送り出し機関から実習生の派遣を求めます。実習期間中は定期的に実習生・事業所を訪れて実習生の指導・相談と事業所からの相談を受け、定期的な監査を行います。問題が発生した時には事業所や公的機関と協議して問題の解決に当たります。

4 実習生受け入れのおおまかな流れ

A 日本入国までの手続き・動き

- ① 技能実習生の受け入れを希望する企業は監理団体である協同組合に加入します。加入後に監理団体に求人票を提出します。
- ② 監理団体は求人票に基づき、(海外の)送出国と連絡を取り、所属している求職者のリスト(履歴書)の送付を受けます。
- ③ 監理団体はこれを事業所に示して選抜を行い、ネット又は現地に赴き面接を行って採用を決めます。
- ④ 企業は実習生の「技能実習計画」を作成し、監理団体を通じて「機構」に提出して許可を求めます。
- ⑤ 許可を受ければ技能実習ビザを入管に申請します。
- ⑥ 実習生は現地の送出国で日本語の研修や職種ごとの訓練を受けます。
- ⑦ 実習生は日本に入国し、日本語講習を受けて企業に入職します

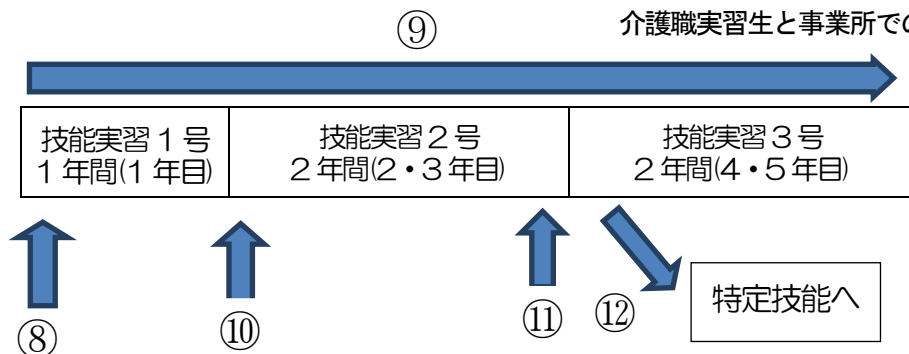


B 日本入国後の手続き・動き

- ⑧ 日本への渡航直後に監理団体が準備した1か月間の日本語研修を受け、終了後に事業所に配属され勤務(実習)に就きます。
- ⑨ 実習期間中は定期的に監理団体による定期訪問・監査を受けます(通訳が同伴します)。何か問題・課題があればその時々のお話し合いにより解決します。
- ⑩ 技能実習の1年目は「技能実習1号」であり、実習の成果を見る基礎級の技能検定試験に合格すれば「技能実習2号(2・3年目)」に進みます。
- ⑪ 2号の終了前に3級の技能検定試験を受け、合格すれば「技能実習3号(4・5年目)」に進みます。この場合、いったん帰国します。
- ⑫ また、2号終了後に希望した場合は「特定技能」に転換する事ができます。



介護職実習生と事業所での実習を支える人達



5 監理団体(協同組合)の取り組み

① 企業・事業所との相談、実習生の紹介

技能実習の制度について説明させていただき、ご理解をいただければ協同組合に加入下さい。ここから手続きを始めます。御社の要望を外国の送り出し機関に伝え、実習生の紹介を受け日本入国に向けての取り組みを進めます。

② 実習生の入国後日本語研修

採用が決まった実習生は送出し国での事前研修を受け日本に入国します。当組合で出迎え、1 か月間の日本語講習を当組合の日本語研修センターで実施します。実習生は研修センターに泊まり込み、自炊をしながらの共同生活となります。研修修了後に実習生を受け入れ事業所に送り届けます。

③ 実習開始後の定期訪問、監査

実習開始後に通訳を同伴して、定期訪問(1号は毎月、2・3号は3ヶ月ごと)、監査(3ヶ月ごと)のために事業所を訪問します。その際に、実習生への聴き取りを行い、事業所の責任者・指導員と面談をして円滑に実習が進められるように相談します。課題や問題があればその解決に努めます。

④ 技能検定試験合格に向けての取り組み

技能実習1号から2号へ移行するには、基礎級の技能検定試験に合格する事が必要です。必要な手続きを行い、合格に向けての事業所の取り組みを援助します。合格後に1号から2号への在留資格の変更の手続きを行います。

④ 2号から3号への移行

技能実習の2号の期間が終われば、3号へ進むのか「特定技能」へ進むのかの判断が迫られます。それぞれの進路について内容を説明して、実習生の進路についての相談を行い、それぞれに応じた手続き、書類の作成を始めます。3号へ進むためには一時帰国する事になりますが、帰国の便の手配を行います。

⑥ 帰国後の実習生へのフォロー

実習・特定技能による勤務を終え、出身国へ帰国した後も実習生の就職等の状況をフォローします。

6 受入れ企業・事業所をお願いしたいこと

技能実習が円滑に行われるように、以下のことに取り組んでください。

① 実習指導計画の策定

技能実習の計画を策定します。その際に、JITCO(国際人材協力機構)が作成している実習計画モデル例(職種・作業ごと)を参考にできます。この計画を技能実習機構に提出して許可を受けます。策定された計画に基づき、適切な実習を行います。

② 実習を進めるための役員の選出

常勤職員(社会保険の適用職員)から次の役員を充てます。

1. 技能実習責任者 事業所での技能実習全般を監督します。
2. 技能実習指導員 技能実習生の毎日の業務に就いての指導に当たります。
3. 生活指導員 技能実習生の生活全般を指導しま



実習風景 左官(左)介護(中・右)

③ 雇用契約の締結、実習生への住居の提供

実習生と雇用契約を結びます。同様の仕事を行う日本人職員と同等以上の待遇とします。実習生が安心して就労・生活できるような住居を提供します。1人当たり寝室は4.5㎡(約3畳)以上、家賃の上限は2万円程度(地域により異なる)という基準があります。

④ 監理費などの負担

17 ページにあります費用を負担します。月例監理費以外に諸手続きや能力試験等の受験費用があります。

以下7・8の項は外国人技能実習のあり方を理解していただく参考としてまとめました。よろしければ、お読みください。

7 入国ビザの種類 外国人が日本で働くこと

「外国人技能実習生」について説明するためには日本政府が採用している外国人の出入国管理制度を理解する必要があります。

① 日本で(安定的に)働くことのできる外国人 特定の身分と就業ビザ

日本政府が採用している外国人の労働政策は非常に閉鎖的なもので、日本に入国してハローワーク(職安)に行き、仕事を探すことは出来ません。働くためには特定の身分を持つ(入手する)か、職種ごとの就業ビザを事前に取得する必要があります。

a. 特定の身分を持っている人(永住・定住外国人)

在日韓国・朝鮮人、日本人の配偶者、日系人(3・4世まで)であれば日本人と同様に仕事に就くことができます。また、下記の就業ビザを受けて10年以上経過した人は定住権を得られます。

b. 特定の職に就くために就業ビザの交付を受けた人

以下のような特定の知識・技術・技能を持った外国人が取得できます
教授、芸術、宗教、報道、経営、法律、医療、研究、教育、高度専門職
など特別な目的、知識・技術・技能を持っている人に限られます。

② 外国人の臨時的な就業 留学・ワーキングホリデイビザ

最近、コンビニや飲食店で働いている外国人を見かけますが、多くは次のような人々で、長期の就労を予定していない臨時的なものです。

a. 留学生のアルバイト

留学生は週に28時間(長期休業期間中は40時間)以内であればアルバイトをすることが可能です。

b. ワーキングホリデイ

若者がアルバイトをしながら国内を旅行するためのビザで、日本は約 30 カ国(アメリカ、韓国、台湾、オーストラリア、ニュージーランドなど)と相互協定を結んでいます。18~30 歳の者が 1 年間の就労が可能です。

③ 外国人技能実習制度 (送出し機関、監理団体) 技能実習ビザ

上記①(就業ビザ)、②(留学・ワーキングホリデイ)の中間的なものとして「外国人技能実習」があります。最長 5 年間日本で働くことができます。この制度は日本の各分野の進んだ技術・技能を発展途上国に伝えること目的としたものです。その前提として、入国前にその職種についていること、又はその職種に就くための訓練(教育)を受けていることが前提となります。

この制度を実施するために国の機関として「技能実習機構」が創設されました。また、実習生を派遣するために出身国の「送り出し機関」、円滑に受け入れるために日本の「監理団体」があり、両社が連携してすすめています。

③ 特定技能ビザ

2019 年に、新たに発足した制度です。これは技能実習とは異なり「人材を確保することが難しい業種に限った外国人による“人材の確保”」を目的としています。対象の業務は、飲食料品製造、介護業、産業機械製造業、建設、造船、自動車整備、航空、農・漁業など 14 分野があります。技能実習として入国し 3 年間を経過すればこちらの制度に移行する事が可能です。



送り出し機関での入国前研修 ベトナム・ビナメックス社

8 外国人技能実習制度の移り変わり

技能実習は 2017 年に再整備され、現在の制度が確立しました。そこに至るまで、50 年以上の歴史があります。現在の制度を理解していただくために、その歴史を簡単に振り返ります。

① 現地法人の社員教育としてはじまる 1960 年代～

戦後、日本が復興し高度経済成長をしていく中で、企業の海外進出が始まります。海外に事業を展開するためには、現地法人をつくり職員を採用することが求められます。その社員に自社の技術・技能を学ばせるため日本に呼び寄せて教育・研修が始まります。

② 技能実習制度の始まり 1993 年～

現地採用社員の日本に呼び寄せて研修を行うための「研修ビザ」が確立します。このビザの下で「研修」から「実習」に変わり現在につながる「技能実習」が始まります。比較的大きな企業が行う「企業単独型」と中小企業にも対象を広げた「団体監理型」の二つの形態をとりました。しかし、まだ「技能実習」というビザはなく、研修 1 年+特定活動 1 年、併せて 2 年間で事実上の技能実習が始まります。

③ 技能実習ビザの確立 2009 年～

技能実習を受け入れる企業が増え、これを扱う監理団体(主に協同組合)も増え、制度に期待が高まる中で「技能実習ビザ」が設けられるようになりました。在留期間を 3 年とし、他の就業ビザと同じように受け入れる企業と雇用契約を結び、日本で働く外国人労働者としての位置付けが確立します。

しかし、同時に様々な問題が発生しました。企業が実習生を「労働力の需給調整の手段」として悪用したり、最低賃金を

保障しなかったり、長時間の勤務を強いるなど過酷な労働現場となっていることが告発されるようになりました。一方、送り出し国では技能実習生となるための教育機関に入る費用をねん出するため、多額の借金を背負って入国しているという実態が報告されるようになりました。このような実態を改善するべく検討が加えられ、制度が改められるようになりました。

④ 「技能実習機構」の発足と監理団体・事業所の「許可制」 2017年～

国会で技能実習制度の改善の方策が議論され、2016年に「技能実習法」が成立し、2017年11月に現行の技能実習制度が始まります。新たに国の機関として「技能実習機構」が設けられ、実習生の受け入れを行う「監理団体」を許可制としました。実習生を受け入れる事業所は監理団体の指導を受けて「技能実習計画」を策定し「機構」の審査を受け許可されれば入管にビザの交付を申請します。技能実習期間中は監理団体が定期訪問・監査して適切に行われているかどうかをチェックするようになります。加えて、制度の改善として実習期間を3年から5年に延長し、導入の要望が大きかった「介護」職を新設しました。

このようにして新たな「外国人技能実習」が始まりました。当組合は2018年3月に「特定監理団体」の許可を得て歩みを開始し現在に至っています。

⑤ 新たな「特定技能」の開始 2018年～

技能実習は日本の進んだ技術の海外移転を目的としています。その一方で、技能実習期間を終えた後も日本で働き続けることを実習生も受入企業も期待しており、これを受け止めて「特定技能」制度が始まります。国内で特に人手不足となっている分野に限られますが、制度の趣旨が技能実習とは異なるようになっています。



技能実習を行う職種・作業

技能実習機構では受け入れる実習生の職種と作業を次のように指定しています。一つの職種に複数の作業がある場合はカッコ内にその作業名を例示しています。

① 農業関係

1.耕種農業(施設園芸、畑作、野菜) 2.畜産農業(養豚、養鶏、酪農)

② 漁業関係

1.漁船漁業(かつお一本釣り、定置網、かに・えび等) 2.養殖業(ほたて、まがき)

③ 建設関係

1.さく井、2.建築板金(ダクト、内外装)、3.冷凍空気調和機器施工、4.建具製作(木製家具手加工)、5.建築大工、6.型枠施工、7.鉄筋施工、8.とび、9.石材施工、10.タイル貼り、11.かわらぶき、12.左官、13.配管(建築・プラント)、14.熱絶縁施工、15.内装仕上げ施工(プラスチック・カーペット系、カーテン等)、16.サッシ施工、17.防水施工、18.コンクリート圧送施工、19.ウェルポイント工事、20.表装、21.建設機械施工(押土・整地、掘削等)、22.築炉

④ 食品製造関係

1.製缶巻締、2.食鳥処理加工業、3.加熱性水産加工食品製造業(節類製造、くん製品製造等)、4.非加熱性水産加工食品製造業(塩蔵品・乾製品・発酵食品・生食用加工品製造等)、5.水産練り製品製造、6.牛豚食肉処理加工業、7.ハム・ソーセージ・ベーコン製造、8.パン製造、9.そう菜製造、10.農産物漬物製造業、11.医療・福祉施設給食製造

⑤ 繊維・衣服関係

1.紡績運転(前紡・精紡工程、巻糸等)、2.織布運転(準備・製織・仕上工程)、3.染色、4.ニット製品製造(靴下、丸編み)、5.たて編ニット生地製造、6.婦人子供服製造、7.紳士服製造、8.下着類製造、9.寝具製造、10.カーペット製造(織じゅうたん、タフテッド・ニードルカーペット)、11.帆布製品製造、12.布はく製造、13.座席シート製造

⑥ 機械・金属関係

1. 鋳造(鋳鉄、非鉄)、2. 鍛造(ハンマ、プレス)、3. ダイカスト(ホット・コールド)、4. 機械加工(旋盤、フライス、数値制御旋盤、マシニングセンタ)、5. 金属プレス、6. 鉄工、7. 工場板金、8. めっき(電気、溶融亜鉛めっき)、9. アルミニウム陽極酸化処理、10. 仕上げ(治工具・金型・機械組立仕上げ)、11. 機械検査、12. 機械保全、13. 電子機器組立て、14. 電気機器組立て(回転電気、変圧器、配電・制御盤、回転電気巻線製造等)、15. プリント配線板製造(プリント配線板設計・製造)

⑦ その他

1. 家具製作、2. 印刷、3. 製本、4. プラスチック成形、5. 強化プラスチック成形、6. 塗装(建築、金属、鋼橋、噴霧)、7. 溶接(手・半自動)、8. 工業包装、9. 紙器・ダンボール製造(印刷箱打抜き・製箱、ダンボール製造)、10. 陶磁器工業製品製造(機械ろくろ、圧力鋳込み成形、パッド印刷)、11. 自動車整備、12. ビルクリーニング、13. 介護、14. リネンサプライ、15. コンクリート製品製造、16. 宿泊、17. RPF 製造、18. 鉄道保守管理整備、19. ゴム製品製造(成形・押出加工等)、20. 鉄道車両整備、21. 空港グランドハンドリング

技能実習生の受け入れにかかる経費

	入国前		入国1年目		入国2年目		入国3年目	
	一般	介護	一般	介護	一般	介護	一般	介護
組合出資金※	50,000	50,000						
職業紹介費	30,000	30,000						
入国前講習	60,000	150,000						
技能実習責任者講習費	11,000	11,000						
在留資格資格認定費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
実習計画申請費	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900		
入国後講習費			77,000	90,200				
〃 手当			60,000	60,000				
月例管理費			385,000	429,000	420,000	468,000	420,000	468,000
渡航費			50,000	50,000			50,000	50,000
実習生総合保険			25,000	25,000				
在留資格変更申請書			4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
日本語能力試験			6,500	6,500				
技能検定試験	0	0	28,131	28,131	0	0	28,131	28,131
合計	164,900	254,900	649,531	706,731	437,900	485,900	512,131	560,131

月例管理費は、月当たり、一般職:35,000円 介護職:39,000円となります、

上記の金額は実習生1人当たりのものです。※は当協同組合への加入の際に納入します。
渡航費は行先・航空会社・運航日により変動します。空港への送迎費用が別途必要です。

私たちの協同組合の紹介

当組合は1997(平成9)年に「滋賀賃貸管理協同組合」として発足し、主に滋賀県における不動産管理業を行ってきました。その後、取り扱う業務を広げ2012(平成24)年に「滋賀企業ネットワーク協同組合」に名称変更しました。2017(平成29)年、外国人技能実習法が施行された際に、取扱業務に外国人技能実習生の斡旋を加え、国の外国人技能実習機構から「監理団体」の許可を受けました。現在、滋賀県をはじめ、京都・大阪・三重・岐阜県の事業所に技能実習生を派遣しています。

外国人技能実習という制度の趣旨に基づき、日本における民間主導の国際交流・貢献の事業に努め、地域の企業の発展に協力したいと考えています。

事業地域：滋賀、京都、岐阜、三重、大阪、兵庫、奈良、和歌山

現在、斡旋している技能実習生の職種：介護、建設(とび、左官)、ビルクリーニング

技能実習機構から許可を受けている職種(順次、職種を広げてく予定です)

農業(施設園芸、畑作・野菜)、冷凍空気調和機器施工、建築大工、型枠施工、鉄筋施工、とび、左官、配管、熱絶縁施工、内装仕上施工、防水施工、建設機械施工、立て編ニット生地製造、下着類製造、カーペット製造、帆布製品製造、塗装、溶接、ビルクリーニング、介護、リネンサプライ

業務契約を結んでいる送り出し機関

ベトナム：ミンタン貿易サービス(株) ベトナム人材開発産業(Vinamex)(株)

ネパール：パシフィックオーバーシーズ(有) オクソンインターナショナル(有)



ネパールの紹介

南アジアにあり、北に中国、南にインドと接し、東西に国土が広がる。面積 14.7 万km²(北海道+東北+関東と同程度)・人口 2,900 万人(近畿地方よりやや多い)。国土はヒマラヤ山脈からガンジス川沿いの低地に広がる。古くは王国であったが、1990 年から民主化運動がすすめられ、2008 年に王制が廃止され連邦共和制となる。さまざまな民族(2011 年国勢調査では 125 民族)で構成されている複合民族国家。ネパール語が公用語であるが母語としているのは国民の 5 割程度。多くの国民が複数言語を話すと言われている。ネパール語の文法(語順)は日本語に似ている。ヒンドゥー教徒が 8 割を占める(他に仏教・イスラム教)。一人あたりの GDP は約 1,100 ドル(15 万円)。国民の 8%が海外に出ており、海外からの送金が大きな収入源となっている。日本への技能実習生の送出しは始まったばかりであり、現在は 1,000 人程度となっている。

ベトナムの紹介

東南アジアにあり、インドシナ半島の東岸に位置する国で、北に中国、西にラオス・カンボジアと接している。面積 33 万km²、人口 1 億 400 万人(いずれも日本よりやや少ない)。第 2 次大戦後にフランスの植民地から南北に分かれて独立したが、1975 年までベトナム戦争が続き国土は荒廃した。戦争終了後に南北ベトナムは統一されたが復興は難しかった。1986 年から始まった「ドイモイ(刷新)政策」、1995 年アセアンへの加盟により西側諸国との関係が改善して経済成長を始める。国民の 90%はベトナム人であるが、山岳地帯を中心に多種の少数民族が暮らしている。宗教は仏教が大半を占めるが、キリスト・イスラム教徒もいる。1 人当たりの GDP は 3,000 ドル(41 万円)。日本へ送り出している技能実習生は約 9 万人であり中国を抜いて最も多くなっている。